

令和8年第13回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和8年7月21日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 教育長応接室
- 3 開会時間 午後3時00分
- 4 閉会時間 午後3時20分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、松浦 一枝委員、石井 克馬委員、春日井 敏之委員及び川上 泰彦委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

学校教育部長	藤川 明人	教育企画課長	飯田 博
管理部次長	廣瀬 義則	教育研究課副課長	高橋 靖典
学校教育部次長	中井 慎一郎	教育企画課係長	樋口 愛介
		教育研究課係長	太田 洋平
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
議案第15号 令和9年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について
報告事項 令和9年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について

会議の概要

開会 午後 3 時 00 分

赤井教育長

それでは、令和 8 年第 13 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

飯田課長

傍聴希望者が 1 名いらっしゃいます。

赤井教育長

それでは、傍聴される方に、注意事項を申し上げます。

教育委員会の会議を傍聴される方は、宝塚市教育委員会傍聴人規則の規定により、次の行為が禁じられています。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 許可を受けないで撮影、録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

以上の規定を守らない場合には、私から注意を促し、改めない場合は退場を命ずることがあります。

退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければなりません。

また、会議の進行の妨げになりますので、審議途中での会議室への入室、退室はできません。入室及び退室は、係員の指示に従ってください。

それでは、会議を進めます。

本日の署名委員は川上委員です。よろしくお願いします。

本日の付議案件は、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 1 件です。

それでは、進行について事務局からお願いします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 1 件です。

案件は、議案第 15 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について、報告事項 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について、です。

議案第 15 号及びこれに関連する答申の報告については、一括での審議をお願いいたします。

なお、資料に記載されている宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長名に関しては本年 8 月末まで非公開のため、審議の際は取扱いにご注意ください。

また、教科用図書調査研究報告書は、他自治体の採択に影響を与える恐れがあるため、8 月末まで非公開となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは、議案第 15 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について及び報告事項 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について、先ほど事務局からありましたように、審議の際は宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長名の取扱いにご注意ください。

それでは、担当課より一括して説明をお願いします。

高橋副課長

議案第 15 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について、提案理由及び内容をご説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定等に基づき、令和 9 年度に宝塚市立小学校、中学校及び特別支援学校で使用する教科用図書を採択するものです。採択の基本方針（別紙 1）の 1 から 4 に記載しておりますように、1 小学校用教科書につきましては、文部科学省通知に基づき、令和 5 年度に採択した小学校用教科書と同一のものを採択いたします。2 中学校用教科書につきましては、令和 6 年度に採択した中学校用教科書と同一のものを採択いたします。3 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書、いわゆる一般図書につきましては、児童生徒の障害の種類、程度、状態に応じるよう、毎年、採択替えを行うこととなっておりますので、本年度も新規提案本の採択を行います。

これらの基本方針に沿って、小学校用教科書及び中学校用教科書につきましては、別紙 3 に掲載しているものを引き続き採択しようとするものでございます。また、一般図書につきましては、調査研究報告書に基づき、児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度、状態に応じた一般図書を、別紙 4「令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書削除本および新規本の概要」別紙 5「令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書 調査研究報告書」のとおり採択しようとするものです。

調査研究に当たりましては、令和 8 年 4 月 24 日の教育委員会で決定をいただきました（別紙 1）「採択の基本方針」及び（別紙 2）「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択方針」に基づき、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会において、適正・公正な手続のもと、専門的かつ綿密な教科書研究を行っていただきました。

7 月 8 日に開催いたしました選定委員会では、一般図書の調査員から、調査研究に関する

報告を受け、その内容について協議を行いました。

調査員より、一人ひとりの教育的ニーズに応じた一般図書の選定が出来るよう、文部科学省が作成したリストに無い本や、供給不能となっている本は削除し、削除した本に代わる内容の新規提案本について調査研究を重ねた経緯が報告されました。中でも調査研究に力を入れた事項は、児童生徒が日常生活とのつながりをより意識的・体験的に学ぶことができるかどうかということでした。視覚、聴覚、触覚などにより効果的に働きかけ、楽しみながら理解が進むものを選んでいきます。今年度は、全体的に内容の検討をしました。特に見やすさ、分かりやすさに着目し、学習内容の定着がより期待できるものを選定しております。

なお、本年度の新規提案本は 8 冊となっています。

説明は以上でございます。

赤井教育長

はい、ありがとうございました。

ただいま一括して説明を受けましたが、この件につきまして何かご質問等がありましたらお願いします

石井委員

この一般図書は全員が購入するわけではないのでしょうか。それとも教室に据え置くための目的なのか、使い道の確認をさせていただきたいと思います。

高橋副課長

今回採択している一般図書は、教科書に代わるものです。そのため、教室に据え置くというよりも、それぞれの児童生徒が自分のものとして、教科書として日々学習に使うものです。今回の採択は一般図書ですが、特別支援学校や特別支援学級に所属する児童生徒は、まず、いわゆる検定教科書（普通の教科書）が使えるかどうかを判断し、さらにその下の学年の少し優しいものを使えないかを判断いたします。その結果、一般図書が最適である児童生徒だけが選ぶということになっていますので、特別支援の児童生徒が全員使うというものではありません。

石井委員

わかりました。

あと 1 点、今回の新規提案本の中の No. 3 「カラコロピタン」ですが、これ、実際に僕も使ったことはあるのですが、繰り返し使える教材ではないと思うのです。コメントの中には「繰り返し試行錯誤」という風に書いてあるのですが、中身としては説明書どおりに作って終わるため、教材として適していないのではないかと思います。そのあたり、今回疑問に感じました。

高橋副課長

この「カラコロピタン」についてですが、特別支援学級や学校の児童の知的なレベルというのは本当に様々で、これを採択本に決められたのは、特別支援学校の担当の先生です。説明書を見ながら自分でパッと作ってできた、というお子さんが対象というイメージではなく、手先を動かすことがそもそも難しいようなお子さんが何度も何度も同じことをやっていって、ようやく少し進歩していくような、そういう段階のお子さんを対象にしている本だと聞いております。

石井委員

実際学校では使われましたかね。紙で作るようなものなので、繰り返しの耐久性もないと思うのですが。

高橋副課長

そうですね。紙の部分で言えば、おっしゃる通り私もこれを知っていますが、何度も何度も繰り返し使えるようなものではないですね。折り曲げたら終わりというような。

石井委員

そうですね。ここにあるコメントは、適切なのだろうかと思いました。

高橋副課長

これをそのまま作るということも含めてですが、レゴなどを使いながら、何度も何度も繰り返して触ることによって手先の巧緻性を高めていくという、そういったイメージで採択されたと聞いております。

石井委員

レゴの方ですね。

高橋副課長

そうですね。今回、ここに載っているこれを全て作るというイメージではなく、レゴで遊ぶきっかけと言いますか、そういったところを重視されていました。

石井委員

なるほど。そうであれば良いと思います。一般的には紙のレゴは、試行錯誤に耐えうる耐久性ではないので、繰り返し使うことができないと思いました。私からは以上です。

赤井教育長

はい、ありがとうございます。

他にご質問等はございませんか。ありましたらお願いします。

松浦委員

ご説明にあった新規提案部門のテーマが「ア、イ、ウ、エ」とあるのですが、この「エ」の自立を促すものということで、命の大切さとして自分や人を大切にする気持ち、心理的安定、生活のマナー、SNS の使い方とあるのですが、これに対応する本というのはどれになるのでしょうか。

高橋副課長

今回の新規提案の中には、それは入っていないです。

松浦委員

そういうことですね。

高橋副課長

ざっくりと全体のことを書いてしまっているので申し訳ないのですが、この項目の中から選んでいくということですので、それぞれ必ずどれかに当てはまるということではございません。

松浦委員

なるほど。それでは、今年選んでいない本の中身もあるということによろしいですか。

高橋副課長

全体としてはそうなのですが、今年度には入っていないということです。

松浦委員

わかりました。ありがとうございます。

赤井教育長

よろしいでしょうか。他に何かご質問はありますか。

川上委員

新規提案の中の「ア、イ、ウ、エ」というのは、こういった位置付けの記載になるのでしょうか。

高橋副課長

新規提案本を選ぼうということで、調査委員会の中で候補に挙げる時に、これの中のどれかに当てはまる本を必ず選ぶ、この中に当てはまらないものは新規提案本としてそもそも候補に挙げられないという、そういった意味での「ア～エ」になっています。

川上委員

なるほど。この「ア～エ」というのはどこから出てきたものなのですか。選定委員会の中でこの方針で、という話をされてからの流れなのでしょうか。

高橋副課長

そもそもの根拠から出てきているかということは、申し訳ございません、今すぐには分からないのですが、全体としては選定委員会の中で資料として見て「これでいきましょう」となっているものにはなります。

川上委員

なるほど。わかりました。ありがとうございます。

赤井教育長

他にいかがですか。何かありますか。

春日井委員

確認ですが、支援学校あるいは支援学級の同じ学年であっても、生徒によっては使う教科書が異なることが前提である、という理解でよろしいですか。その際、どの生徒にどのテキストが有効なのかというあたりは、どのように判断されているのでしょうか。教えてください。

高橋副課長

今回の新規の本も含めまして、宝塚市として最終的に採択されました本のリストを作成し、各学校にこれから送ります。実際にどの児童にどのような教科書を選ぶかということは、最終的には各担任が判断していきます。それぞれの子どもを見ながら、担任が「この教科書がこの児童生徒に一番合う」と判断しながら決めていくことになります。そのため、どの本がどの子に行くかということは、我々は今の段階では分かりませんが、最終的に決定したものが現場から上がってくることになります。

春日井委員

なるほど。そうすると日常の授業、算数や国語などを行う時に、それぞれの生徒が微妙に違う教科書を持っていて、上限 8 人とはいえ、その 8 人の児童生徒に目配りしながらその子に合った課題を与え、その子に合った支援をしながら授業を展開されている、という理解でよろしいですか。

高橋副課長

特別支援学級には最大 8 人いるということですが、そもそもその子の知的なレベルにもよりますが、同じようなレベルで学べる児童が何名かいれば、その子たちは検定本をそのまま使うので、同じ教科書を使って勉強します。ただ、その検定本や下の学年の教科書も少し難しい、まだそのレベルに達していないという児童生徒に対して、この一般図書を活用します。そこまですると、児童生徒のニーズもやるべき課題もバラバラですので、特別支援学級の担任は、一人ひとりに対してやるべきことも使うものも違う中で授業を行っているという状況です。

春日井委員

わかりました。ありがとうございます。

赤井教育長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それではこれまでの議論を踏まえて、令和 9 年度使用教科用図書について、次の通り決定したいと思います。

1. 小学校用の教科用図書につきましては、令和 5 年度に採択したものと同一のものを採択することとします。
2. 中学校用教科用図書につきましては、令和 6 年度に採択したものと同一のものを採択することとします。
3. 特別支援学校および特別支援学級の教科用図書については、一覧に記載されている図書を一括して採択することとします。

以上でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

本日の予定の案件は以上ですが、他に何か報告いただくことはございますか。

飯田課長

他に案件はございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会定例会は以上といたします。

ありがとうございました。

————— 閉会 午後 3 時 20 分 —————